

〈令和2年12月22日〉

令和2年度 第3回山梨県消費生活審議会 議事録

○日 時 令和2年12月22日(火) 午後1時30分～午後3時30分

○場 所 防災新館303・304会議室

○出席者(敬称略)

[委 員] 足達委員、今村委員、小川委員、柏木委員、神山委員、主藤委員、高村委員、
武田委員、中村委員、原田委員、平塚委員、伏見委員、藤本委員、星委員、
本田委員、三澤委員

以上16名(50音順)

[事務局] 県民生活部 小林次長

県民安全協働課 望月課長、伊藤総括課長補佐、深澤課長補佐、
竹下主査、土橋副主査、古屋主任

県民生活センター 篠原所長、高木副主査 以上9名

[オブザーバー] 甲府財務事務所 木場理財課長

○傍聴者数 0名

○次第

1 開 会

2 県民生活部次長あいさつ

3 議 事

(1) 「第2次山梨県消費者基本計画(案)」の策定について

資料1 第2回山梨県消費生活審議会委員の意見

資料2 第2次山梨県消費者基本計画の概要(案)

資料3 第2次山梨県消費者基本計画(素案)

(2) その他

4 閉 会

【議事】

(議長)

第1回、第2回と皆様の審議してきたことが、形となってお手元に届けられております。今日はまとめの審議ということで、今日審議したものが、パブリックコメントとして県民に公表されて、広く皆様の意見をいただいて、また修正されるということになります。今日一日が非常に大切になります。皆様から活発な意見を出していただきますように、お願いいたします。

審議が滞りなく進みますようにご協力をお願いいたします。では、議題の「第2次山梨県消費者基本計画(案)」の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

< 事務局から資料1、資料2により説明 >

(議長)

ありがとうございました。それでは、ここで委員の皆様には説明のありました資料1、資料2について、ご意見やご質問をいただきたいと思っております。

(委員)

計画の数値目標の(6)ですが、大変慎重な審議をしていただき、「全高校」と変更いただいたところですが、特別支援学校は高等部という言い方をしているのではないかと記憶しております。そうすると、「全高校」という表現ですと特別支援学校の高等部の子ども達が浮き上がってこないのではないかと感じました。

(議長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

表現についてのご意見ですので、この場ですぐ回答できないのですが、教育員会の特別支援教育の担当課と打ち合わせを行い、表現について調整をさせていただきたいと思っております。

(委員)

教育委員会にぜひ相談してみてください。

(議長)

他にいかがでしょうか。

皆様がお考えになっている間に、私の方からよろしいでしょうか。

資料1「1. 相談窓口の広報」です。そちらですが、188の消費者庁のホットラインにリンクするとか各市町村の開設時間や開設曜日をエクセルファイルに入力して下さっていて、県のwebサイトでは、消費生活相談窓口の案内が今まで以上にきちんと細かく情報提供されているということで、これは皆様のこれまでの意見が反映されているところです。

各市町村で週に数回しか開設されていないという山梨県の問題点がありました。このエクセルファイルに、各市町村の開設曜日が書いてあるのですが、一般の消費者ですとこのエクセルファイルを開いて、自分の市町村がこの曜日しか開設していないと思うと、そこで諦めてしまう可能性があります。ですから、全ての市町村が週4日以上以上の開設ということが、国の目標になりますけれども、週4日になるまでは「お住まいの市町村で開設されていない時は県民生活センターへ」などの記載があれば、消費者が諦めることなく相談に繋がられるのではないかと思います。

それから、計画の資料2の計画の数値目標のところですが、国が掲げている「地方消費者行政強化作戦2020」の国の目標に全て合わせて下さったということは、非常に評価できるのではないかと思います。特に、山梨県の問題として、「(2) 消費生活センター設置市町村の県内人口カバー率」が全都道府県の中で下から4番目ということなので、令和7年度には90%以上とい

う国の目標にあわせたということは、これを目指して県内での設置が進むのではないかと感じました。

あと、資料2ですが基本方針4に「自立した消費者の育成と消費者市民社会の理解の促進」とありますが、消費者教育推進法という中では「消費者市民社会の形成に参画する消費者」と記載されています。法律の文言をそのまま記載した方がいいのではないかと思います。消費者市民社会を理解するだけでは、やはり参画、行動に結びつきませんので、「消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成」と記載し、あとで「エシカル消費（倫理的消費）」の説明をしたらよいかと思います。

あと資料2に「県HP」という表現があるのですが、今、HPというとトップページしか指しませんので、「県サイト」とか「県webサイト」へ変更した方がよいかと思いました。

他に、皆さんいかがでしょうか。

（委員）

重点施策の4「エシカル消費の推進」ということが書いてあるのですが、現在エシカル消費の認知度が低いということがあります。数値目標には、その部分では学校給食における地場産物の使用割合や食品ロス削減推進応援団の登録件数ということが設定されていると思いますが、エシカル消費の目標とすれば、やはり認知度を高めるということが重要ではないかと思ったのですが、数値目標にその部分が設定されていないということが、検討されたのであれば教えていただきたいです。

（事務局）

認知度の調査については、県政モニターという県のモニター調査で実施したわけですが、こちらは計画を策定する際には利用できるのですが、毎年度利用できないという事情がございます。毎年度調査できないとなると数値管理が毎年出来ないというところで数値目標には設定していないということがございます。

（議長）

先ほどの資料2の基本方針4に「・エシカル消費（倫理的消費）の普及啓発及び事業者との連携」とありますが、ここに新たに「事業者との連携」との記載が入りました。これは、評価できることではないでしょうか。事業者におかれましては、このところで活躍できると思います。他に何かありますでしょうか。

では、事務局より引き続き説明をお願いいたします。

<事務局から資料3より説明>

（議長）

それでは、皆様からご意見、ご質問等ありますでしょうか。

（委員）

25頁の「(4) 食の安全・安心の確保」というところで、最近では「ゲノム編集食品」ということも取り上げられておまして、消費者が安心できるということがあると思います。そのあたりのリスクコミュニケーションということを実施、推進が今後必要になってくるのではないかと思います。

29頁と34頁に消費生活協力員のことが書かれておりますが、研修等をしていただいて知識は備わってきているようなのですが、活躍の場が少しさみしいという声を聞いております。具体的に協力員の方にこのようなことをやって欲しいということを記載するということも必要ではないかと思います。

39頁ですが、食品ロス削減のところ、フードバンクを使ったフードドライブ活動の促進も必要ではないかと思いました。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

「リスクコミュニケーション」ですが26頁の「サ. 食育や食の安全・安心等についての意見交換会や情報提供等を通じて、県民の意見聴取や関係団体の取組を促進」にございまして、ゲノム編集の内容に限定しているわけではないのですが、食の安全・安心等につきまして意見交換会や情報提供を通じて県民の意見聴取を行うというところで、言葉として「リスクコミュニケーション」とは無いのですが書いていないのですが、同じ内容としてご覧いただきたくお願いいたします。

また、協力員に具体的にやって欲しい内容をということですが、協力員の皆様は意識の高い方々ですので、今後どのような事をお願いできるのかということをお県としても検討して参りたいと思います。

フードドライブ活動についても、県としては何ができるのかということもございまして、周知活動などができることかと思いますが、全体的に包括的な記載になっているということをご理解頂きたいと思います。

(議長)

他にいかがでしょうか。

(委員)

35頁ですが、県金融広報委員会と略して記載されていますが、正式には山梨県金融広報委員会ですので訂正をお願いしたいと思います。43頁には正式名称で記載されております。

両端揃えになっているところとなっていないところがありまして、読みづらい部分がございますので、全て両端そろえて記載された方が良くと思います。

(議長)

他にありますでしょうか。

私からよろしいでしょうか。12頁のコラムですが、エシカル消費の説明の部分ですが、消費者庁の出している定義に沿って、「地域の活性化や雇用なども含む人や社会、環境に配慮した消費行動」を中心にコラムの文言を見直したら良いかと思いますが、今日、委員から先進的な取組をしている徳島県の資料を配付いただきましたが、これについていかがでしょうか。

(委員)

山梨県連合婦人会では今年、徳島県から講師をお招きして、エシカル消費を学習する予定だったのですが、コロナの関係でなかなか進まない状況でして徳島県の会長から資料を送って頂いたもので、私も勉強させて頂いているところです。これから来年に向けて勉強して、今後取り組んでいきたいと思っております。資料については枚数に限りがありますので、ご興味のある方は入り口にありますので、お持ちになって下さい。

(議長)

先進的な徳島県、東京都、京都府などはエシカル消費の様々な資料を出しておりますので、こちらも参考にして、コラムの記載を修正して頂けたら良いかと思いますが、特に必要なこととしては、フェアトレードとかFSC認証、MSC認証などの説明なども付け加えても良いかと思いますが。

それから、資料2で「消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成」ということを先ほど申し上げましたけれど、そのようなことに準じて、例えば36頁の(3)「消費者市民社会の理解促進」を「消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成」と踏み込んだ記載にして頂きたいと思

います。やはり、消費者教育というのは、頭で考えるだけでなく、一歩行動するということが大切なので、修正をお願いしたいと思います。併せて、22頁の「重点施策4 エシカル消費（倫理的消費）の促進」の説明も一部修正した方がよいかと思います。

（事務局）

ありがとうございます。検討して修正したいと思います。

（委員）

29頁の「県と市町村の連携による相談体制の充実」のところにあります、市町村相談窓口に関わる方の指導や教育はどうなっているのでしょうか。

（事務局）

これにつきましては、「キ 消費生活相談員の資質向上や市町村行政職員の消費者問題対応能力向上のためのレベルアップ研修等の実施」により資質向上を図って参ります。

（委員）

例えば、相談へ関わっている方の所に相談へ行かして、その方が対応できないといったことが問題ではないかと思いましたが、携わる方へのレベルアップが必要だと思い、意見を申し上げました。

（議長）

消費生活相談員の資質向上、こちらは国家資格を取っていらっしゃる方が多いということなので、比較的大丈夫かと思いますが、問題になるのは市町村行政職員さんの対応力だと思います。特に、週に数日しか開設されていない市町村、また相談体制がとられていないというところもありますので、ぜひ資質向上に取り組んで頂きたいと思います。

（委員）

37頁「ウ. 誹謗中傷防止のための啓発活動の実施」で、本当に力を入れて頂きたいと思います。新聞に中学生の手作りマスクを寄贈したお嬢様が、誹謗中傷を多く受けたという記事がありました。商工会でもマスクを手作りしたのですが、一部材料を買い占めたのではないかなどの批判を受け、本当に嫌な思いをいたしました。そういったことがないように、県でも誹謗中傷防止に力を入れて頂きたいと思います。

（議長）

事務局から何かありますか。

（事務局）

ただいまの意見につきまして、いかなる理由があっても誹謗中傷というものは絶対に許されないと考えております。今年の5月には県警察本部や弁護士会、法務局と連絡会議を設置しまして、何かありましたら情報共有をしてそれぞれの立場で対応していくという確認をしております。県としてはその会議以前の問題として、啓発として色々と取り組んでおります。来年度につきましても検討しているところですが、様々な機関で色々な取組を実施して、誹謗中傷をなくしていく形をとっていきたいと思っております。誹謗中傷が全くなるということは、ないとは思いますが、悲しい事例が起こることのないよう県としても取り組んで参りますので、皆様にもご協力を頂くこともあるかと思いますが、その際にはよろしく願いいたします。

（議長）

他にいかがでしょうか。

(委員)

全体的に良い形で、できあがっていると思います。情報というのは進化していくものですので、1年毎に見直しをして頂く中で、新しい言葉というのはわかりやすい表現で記載して頂けるとありがたいと思います。

(議長)

県民が見るものですので、わかりやすい表現でということです。ご高齢の方にもわかりやすい表現を配慮頂きたいと思います。

では、大きな修正はなくということで、そのほか小さな修正などはいつ頃までに県の方へお伝えしたらよろしいでしょうか。

(事務局)

お忙しいところとは存じますが、年内中にお願ひできたらと思います。

(議長)

では、その他として皆様から何かありますでしょうか。では、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

今後は、本日の意見を踏まえ修正を行いまして、パブリックコメントを実施しその後必要な修正を行い、最終的にできあがったものを3月頃お送りさせて頂きたいと思います。

(議長)

パブリックコメントは自由な意見が出せますので、ぜひ周知をお願いします。では、以上で議事を終了いたします。